

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

子供未来局	(18年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>1. 指定管理者の指定手続の現況について <児童館・児童センター> (7)①(ウ)市による業務実施状況の確認について(指摘)</p> <p>仙台市では適正な児童館・児童センターの運営を図るため、「児童館職員配置基準」を定めており、財団も事業計画書の中でこの設置基準にしたがって業務を運営することとしている。</p> <p>児童館・児童センターの管理に関する経費の実績額が指定管理料を下回った理由として、事業職員の欠員、産休・育児休暇取得に伴う給料等の減少及び超過勤務手当の支給減少があげられている。このような人員の減少に対して、財団では、事業職員の配置替え、非常勤職員・アルバイトの採用等に対応しているとのことであるが、市として具体的な対応状況の確認は行っていない。</p> <p>人件費の実績額が、市での査定額を大幅に下回っている状況があることから、市では財団において仕様書どおりの必要十分な業務が実施されたかどうかを、職員・アルバイト等の人員の推移を月次で報告を求めることなどにより、確認すべきである。</p>	<p>平成25年4月より、指定管理者である公益財団法人仙台ひと・まち交流財団から職員の配置状況に関する月次報告の提出を受けることとし、児童館・児童センターの管理運営業務について、仕様書どおりの業務実施体制を確保するための職員・アルバイト等の配置がなされているか確認を行うようにした。</p>	